

# 更 新 意 見

2005年4月20日

被告人 橘 日出夫

## 1. 私は無実です

私たちが5月27日の第69回臨時大会当日に東京グリーンホテル御茶ノ水前で行った国労本部派に対するビラまき・説得活動は、全く正当な組合活動です。

私たちが起訴状で言われている「暴行」を加えた事実はまったくありません。これまでの公判をとおして明らかのように、私たちは検察側の主張と全面的に対決して、そのデタラメさをあばいていきます。

私は、意見の冒頭、裁判官に対し、私たちに対する逮捕・起訴はまったくのどっち上げであることを明確に述べておきます。私たちへの逮捕・起訴は、労働運動と労働組合運動への政治的な治安弾圧そのものなのです。私は、裁判官に対し、8名全員が無実であることを強く訴えます。

私は5月27日、ホテルから出てくる組合員に「与党3党声明粉碎！ 奴隷の道を拒否せよ」という大見出しをかかげた国労共闘全国協議会のビラをまき、「闘争団を除名するな」と訴え、短時間でも私たちの主張を聞いてもらうつもりでした。

大会会場に行くバスが到着して間もなく、国労本部派は、ホテルから3列縦隊を組み一団となって出てきました。彼らは、私たちが差し出したビラを受け取るうとせず、私たちの訴えを聞くために立ち止まるそぶりすら見せませんでした。集団の力をもって私たちを脇に押しやり、彼らの大半はバスに乗り込みました。

私は、バスに乗り込んだ組合員に向かって、「闘争団を除名を決める大会をやめる」「闘う国労を守れ」「自民党の言いなりの本部は辞めろ」と訴えました。

私たちのビラまき・説得活動は、労働組合の大会に際して自分たちの主張を訴えるという組合運動としてまったく正当な活動です。労働組合の意見の対立は、意見と意見をかみ合わせの中で解決していくことが原則です。

国労本部派が、本件の背景や経緯の核心問題である4党合意に関して、終始、反対派の意見や批判を無視している姿勢は、この原則から大きく逸脱したものであり、徹底して討議を尽くす国労の伝統に反するもので残念でなりません。

## 2. 4党合意とは何か

### (1) 4党合意の核心

では、4党合意とは何でしょうか。4党とは、自民党、公明党、保守党と社会民主党のことです。その合意のもと作成された文書が4党合意と呼ばれています。

2000年5月30日に出された4党合意文書の核心は、「JRに法的責任なし」ということを国労が認めることです。

JRに法的責任がないことを国労が認めるとはということなのか。1987年、国鉄分割・民営化によってJRが発足しました。しかし、JRは同時に966名の国労組合員を国労に所属しているというそれだけの理由で解雇しました。

国労はその後、全力をあげてJRに対して「解雇撤回、原地・原職復帰」を掲げて14年間（2000年の4党合意当時）闘ってきたのです。その国労が、4党合意のいう「JRに法的責任なし」を認めることは、14年間闘い続けた解雇撤回闘争を自ら放棄することだったのです。たとえていえば、4党合意とは、国労自らが「私たちの14年間の解雇撤回闘争は間違っていました。JRの行った首切りは正しいものでした」と認めるに等しいことであつたのです。まさに全面屈服でした。

### (2) 国労本部の非民主的な大会運営

14年間の解雇撤回闘争を全面否定する4党合意に対して、こんなものは絶対認められない、そういう声が闘争団を中心にして国労組合員の中からわきあがる

のは当然のことでした。私自身、4党合意を聞いたとき激しい怒りを覚えました。

国労本部は4党合意受諾直後、闘争団の激しい追及に対し「JRに法的責任のないことを認めるとしただけの大会は開催できない(2000年9月16日付国鉄新聞第2633号2面、高橋委員長特別発言)と約束したにもかかわらず、国労本部はそれをふみにじり、2000年7月1日、第66回臨時大会を開催し、4党合意の大会承認を強行しようとした。

#### ● 7.1臨大の実際の進行について

私は、4党合意絶対反対の立場で、この7.1臨大に傍聴者として参加していました。このときの国労本部による非民主的な大会運営は許せないものでした。

5時間遅れで闘争団全員が入場して7.1臨大は開催されました。何人かの代議員の発言の後、鈴木勉議運委員長が登壇し、この重大な議案に対して、なんと拍手による採決を提案しました。この採決方法が提案されたとたんに会場は騒然となり、闘争団からは「こんなもん、拍手で決められてたまるかよ！」と激しい抗議があがりました。私も傍聴席から抗議の声を上げました。演壇に向かう闘争団とそれを阻止しようとする会場防衛隊とのもみあいが始まり、演壇では会場防衛隊によって、闘争団が演壇に上がるのを阻止するためのスクラムが組まれました。このスクラム行動には石井勝幸本部会計監査員も加わっていたことが第22回公判で明らかにされました(第22回公判石井勝幸証人尋問調書2~4頁 添付されている白黒写真)

江田雄次副議長は、会場が騒然とする中、特別代議員・神宮義秋闘争団連絡会議長、さらには工藤伸代議員(北海道旭川地区本部書記長)を指名して発言させ、次いで家族からの発言として音威子府闘争団家族・藤保美年子(ふじやすみねこ)さんの発言になりました。感動的な発言でした。会場は水を打ったように静まり、発言が終わった後は、拍手が鳴り止みませんでした。彼女の発言は今も忘れることができません。彼女の発言にうながされて、徹底討論しようという気持ちが盛り上がりました。

しかし、江田副議長は「あと一人で代議員の発言を打ち切りたいと思います」

と多数の代議員が挙手しているのに対して「違います。違います」といいながら、4党合意推進の立場の吉田進・長野地本書記長をあらかじめ計画していたように指名しました。

吉田長野地本書記長の発言後、江田副議長は、「はい、ここで討論を終了します。続いて書記長集約に入りますので、よろしく申し上げます」と、まだ多数の代議員が発言を求めて挙手しているのに、それらを見捨てて討論打ち切りを強行しました。

宮坂書記長は、多数の代議員が発言を求めて演壇下に多数集まってきているのに、それらを見捨てて書記長集約を始めました。書記長集約が終われば、江田副議長が拍手による採決に入り、闘争団・家族、国労の未来を決する4党合意の受け入れ承認が強行採決されるのです。

「集約に代えさせていただきます」という宮坂書記長の発言が聞こえると、演壇下に詰め掛けた闘争団・代議員・組合員の怒りは頂点に達し、会場防衛隊を乗り越えて、怒涛のように演壇に上がり始めたのです。演壇で継続討論を求める闘争団・組合員が次々と発言する中、第66回臨時大会は休会となりました。

本日、すでに証拠採用されている、ビデオプレス制作の『7.1国労臨大ドキュメント 闘争団・家族の熱い1日』(弁43号証)を上映しますが、このビデオはそのときのものです。新たに着任した裁判官には、闘争団がどれだけ討論の継続を求めていたのか、国労本部が4党合意の大会承認を強行しようとしていかに非民主的な大会運営に走ったのか、それに対して大会参加者の中からどれだけ怒りが噴出したのか それらをしっかり見ていただきたいと思います。

私自身、87年の分割・民営化に際して人活センターに送られ、自学・自習の名の下にただひたすら机に向かわされるなど、筆舌に尽くし難い攻撃をJRから受けてきました。私は、どれだけJRから攻撃を受けても仲間を裏切ることは絶対しない、闘う国労の旗を守る気持ちを持ち続けてきました。この『7.1国労臨大ドキュメント』は私の国労組合員としての闘いの原点とも重なるものです。ぜひしっかり見てほしいと思います。

### (3) 中身のない4党合意

国労本部は、4党合意が出された当時、JRに法的責任なしを決定するのと同様並行で解決案が出されるという話をまことしやかに流しました。それを示すものが第20回公判調書に添付されたチャート図です。当時、宮坂書記長はこのチャート図を使って4党合意の大会承認を強行しようとしたのです。

しかし、解決案が出されないまま臨時大会が強行されていたのです。それは、第20回公判31ページで、国労本部会計監査員の石井勝幸証人が「具体的解決案はありませんでした」と証言しているとおりです。

さらに国労本部は、2000年9月26～29日に4党合意を組合員の一票投票にかけたとき、「1人当たり5000万円の解決金が出る」などというウソとペテンを弄(ろう)することまで行いました(2000年11月10日付国鉄新聞第2641号7頁、第26回公判池田久幸証人尋問調書20頁)。

4党合意は、国労本部がいうように解決金が1人何千万円も出るものではないこと、ゼロプラスアルファでしかないことは、甘利明4党協議座長(当時、自民党副幹事長)の「JRが自主的にやるのだから、何千万円の和解金が出るとか全員の雇用保障とかにはならないし、そのような幻想を言ってはならないと再三申し上げている」(2000年7月29日付国鉄新聞第2720号、第31回公判江田雄次証人尋問調書44頁)という発言を、弁護団が指摘して明らかにしたところでした。

4党合意とはこのように中身が何もないものであり、闘う国労の中心である闘争団を国労自身に切り捨てさせるためのものであり、許すことのできない団結破壊そのものの攻撃だったのです。私たちは4党合意に反対して、団結破壊を許さず、闘う国労を守るために闘ってきたのです。

## 3. 闘いの正義性と正当性をますます確信させる出獄後の職場の状況

私は、1年3ヶ月の間、不当な未決勾留を受けてきました。正当な組合活動でどうしてこのような長期の勾留を受けなければならないのか。私は、このような長期の勾留を容認してきた裁判所のあり方を弾劾するものです。

2003年12月22日に保釈で出獄し、24日から職場に復帰しました。職場の仲間は、私を暖かく迎えてくれました。1年3ヶ月の獄中生活で奪われた体力を回復させながら、2時間通勤にも耐え、必死になって働いてきました。この間組合を超えた職場の仲間の協力がありました。無実を勝ち取る裁判闘争の中で確実に職場の団結がつくられてきたと思います。職場では、事件の真実が明らかになるにつれ、こんなことで1年3ヶ月も勾留されていたのか、あまりにもひどい、私たちの行動は労働組合としての当然の活動だ等々という声が上がっています。

裁判官は、本件の真相を知った仲間から無罪を求める声が多数上がってきていることに耳を傾けてほしいと思います。

- バッジに憎しみの眼を向けるJR当局

私は国労バッジをつけて職場復帰しました。当局は、合いも変わらず不当な介入を行っています。それ以来、今日まですでに2回の訓告処分を受けました。しかしこんな不当な攻撃に負けるわけにはいきません。

私は今日まで一度も国労バッジを胸からはずしたことはありません。国労の団結破壊攻撃に対して、団結を守り、団結を呼びかける闘いを一貫して闘い抜いてきました。2001年6月、国労バッジ着用に対するたび重なる不当な攻撃に対し、私は大阪地労委への提訴を行い、現在も係争中です。当局の攻撃の中で苦闘する労働者にとって、私のバッジ闘争は職場に団結をつくりだす重要な闘いだと確信しています。

公判の中で池田証人、江田証人、平山証人が国労バッジ着用に対して10年も前にバッジを外していることが明らかになりました。それぞれ「当局の攻撃が激しくなった」とか「少数の者が着用しても処分が出るだけ」とか言ってあたかもバッジを付けている者が悪いかのような証言を行いました。平山証人に至っては、

国労バッジを証拠品として警察に差し出していたことも明らかになりました。

国労バッジ着用は大会決定です。しかも、証人全員が機関役員です。国労の現場組合員は、国労バッジを着用することの困難な中で、国労の魂を守るため国労グッズをつけて頑張っています。一步の後退が百歩の後退を余儀なくさせる攻撃の中で、機関役員こそその先頭に立ち常に闘う団結の強化のために闘わなければなりません。本部派のこの間の証言こそ当局に国労の魂を売り飛ばしたおのれの姿をさらけだしています。

## **結語 無罪判決以外にはありえない**

38回にのぼる公判で検察側証人として出廷した国労本部派の鈴木勉、石井勝幸、池田久幸、江田雄次、平山芳夫証人は、いずれも、事件となった5.27臨大が国労闘争団、国労組合員の人生を決める重大な中身を持つものであることに一切関心を持たず、ただただ、闘う闘争団憎しで大会に臨んだことがいっそう明らかになりました。

5.27臨大は、闘争団、家族、国労組合員の人生を左右する重大な大会でした。にもかかわらず、大会2日前まで大会方針が明らかにならず、当日まで議案書の内容を知らないで参加した代議員が多くいたというのが事実です。

このことは検察側証人の証言で明らかになっています。組合員の事前討議がほとんどない中で、このような大会を強行することは許されるものではありませんでした。こうした組合民主主義をかなぐり捨てた姿勢こそ国労本部派の本質です。まさにこうしたやり方で闘争団を切り捨てることこそ最大の暴力であり、このような暴力に対して「仲間を裏切るな」「闘争団の切り捨てをやめろ」「闘う国労の旗を守ろう」「奴隷の道を拒否しよう」と訴えることは、当然のことであり、当たり前の組合活動です。

私たちのこうした活動が罪となるなら組合運動を一切禁止させられたのと同じです。もしも罪とするならそれは、今強行されようとする日本経団連や小泉内閣による労働法制を解体し戦争をできる国をつくる攻撃と一体となったきわめて政

治的な判断によるものです。裁判官に改めて公正な判断を下すことを強く訴えます。私たちは無罪です。それ以外ありません。

私は、他の被告同様保釈後休む間もまくすぐ職場復帰しました。職場、地域、全国の心ある仲間の支援をうけて必死に働いてきました。しかし、2ヶ月に3回の公判のため年休もない中で無給で公判のため上京することは、安い給料の私にとっては大変なことです。

私を支えてくれている高齢の母は、介助がなければ生活できない状態にあります。しかし、私の無実を信じ、無罪を勝ち取る日を心の支えにして頑張り続けています。このような状態の中で生活はぎりぎりです。しかし弱音を吐くわけにはいきません。

闘争団と家族は、18年も厳しい生活をひたすら勝利に向かって頑張り通してきました。闘争団と家族のこうした闘いは、私にとってどれだけの励ましであるか計り知れません。また松崎被告と羽廣被告の存在と闘いもまた、1047名の闘争団員にどれほどの勇気と励ましを与えているか計り知れません。

政府・与党による国労つぶし＝分割・民営化との闘いは、闘う闘争団と私たちがあつ限り不滅です。私たちは、現場で国労の魂を守つて闘つている組合員の代表です。政府・自民党とJR資本に屈服し、警察権力を導入して反対派を弾圧してまでも国労つぶしの先兵になろうとする国労本部派を、私たちは絶対に許しません。私自身の30年間の国労人生をかけて国労を闘う国労へと再生させていく決意です。そのためには無罪判決以外にはありえません。

この裁判闘争には国労の再生、「仲間を裏切らない」「闘う国労の旗を守る」、そういう国労を再生していく闘いの成否もかかっています。自分のことだけでなく、戦争に反対し、すべての働く者の生活と権利のために私たちは、絶対無罪を強く求めます。それ以外何があるのでしょうか。裁判官にそのことを強く訴えて私の更新意見を終わります。なお、4党合意文書を資料として添付します。